

一般財団法人島根県物産協会 伝統工芸雇用就業資金貸付業務規程

(目的)

第1条 伝統工芸雇用就業資金貸付事業は、伝統工芸雇用就業資金貸与要領（平成14年5月1日付けブランド発第36号）に基づき、新たに島根県ふるさと伝統工芸品（以下指定工芸品という。）の製造に従事しようとする者を雇用する認定事業主に対して、当該雇用者の研修教育を行うための資金の貸付けを行うことにより、島根県の伝統工芸品産業の後継者を確保育成することを目的とする。

(定義)

第2条 この業務規程において「認定事業主」とは、指定工芸品の製造事業者として指定を受けている者であって、後継者育成計画の作成整備を行い、知事の認定を受けたものをいう。

(資金の貸与)

第3条 一般財団法人島根県物産協会（以下「協会」という。）は、新たに指定工芸品の製造に従事しようとする者（協会長が別に定める要件を満たす者に限る。以下同じ。）として雇用する（以下「雇用就業者」という。）認定事業主に対し、当該雇用就業者の研修教育を行うための資金（以下「雇用就業資金」という。）を無利子で貸与するものとする。

(貸与金額)

第4条 雇用就業資金の額は、雇用就業者一人につき月額5万円とする。

(貸与期間)

第5条 資金を貸与する期間（以下「貸与期間」という。）は、この業務規程第7条の規定により、協会長が資金の貸与を決定した日（一の雇用就業者に係る貸与の決定が複数回ある場合にあっては、最初の貸与を決定した日。）の属する月から最長3年以内とする。

(貸与の申請)

第6条 雇用就業資金の貸与を受けようとする認定事業主は、伝統工芸雇用就業資金貸与申請書（別記様式1号）を協会長に提出しなければならない。

(貸与の決定等)

第7条 協会長は、前条の申請に基づき、雇用就業資金を貸与するかどうかを決定し、その旨を認定事業主に通知するものとする。

(雇用就業資金の請求)

第8条 認定事業主は、前条に規定する貸与の決定通知を受領したときは、伝統工芸雇用就業資金貸与請求書（別記様式2号）を協会長に提出しなければならない。

- 2 認定事業主は、前項に規定する貸与請求書を提出するときは、別途協会長が指定する日までに提出しなければならない。

(雇用就業資金の貸与)

第9条 協会長は、前条に規定する貸与請求書を受理したときは、伝統工芸雇用就業資金借用証書（別記様式第3号）と引き換えに雇用就業資金を貸与するものとする。

(償還期間等)

第10条 雇用就業資金の償還の期間、方法及び期日は、次のとおりとする。

償 還 期 間	償還方法	償 還 期 日
2年以内 (貸与期間1年以内を含む。)	元金一括償還	償還期間満了日直前の25日。ただし、当日が金融機関の休日に当たる場合は、その翌営業日とする。

(繰上償還)

第11条 認定事業主は、雇用就業者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該資金の全部又は一部を繰上償還しなければならない。

- (1) 当該伝統工芸品の製造従事者でなくなったとき
- (2) 解雇されたとき
- (3) 退職したとき

2 前項の規定により雇用就業資金を繰上償還しなければならない認定事業主は、その事由が生じた日から起算して1月以内に伝統工芸雇用就業資金繰上償還明細書（別記様式第4号）を協会長に提出しなければならない。

3 繰上償還は、雇用就業資金の貸与を受けた期間と同じ期間内に行わなければならない。

(返還の免除)

第12条 協会長は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に定めるところにより、資金の返還の債務（以下「債務」という。）を免除することができる。

- (1) 認定事業主が雇用就業者を雇用開始後引き続いて1年間雇用したとき。
1年目の貸付け（貸与期間のうち貸与を決定した日の属する月から1年間の期間に係る貸付けをいう。）に係る債務の全部
- (2) 認定事業主が雇用就業者を雇用開始後引き続いて2年間雇用したとき。
2年目の貸付け（1年目の貸付け以外の貸付けをいう。）に係る債務の全部
- (3) 認定事業主が雇用就業者を雇用開始後引き続いて3年間雇用したとき。
3年目の貸付け（1年目及び2年目の貸付け以外の貸付けをいう。）に係る債務の全部
- (4) 雇用就業者が認定事業主の責によらない事由により退職したとき。
債務の全部又は一部
- (5) 雇用就業者が死亡したとき、又は心身に重度の障害を有することとなったこと、その他やむ

を得ない事由により当該伝統工芸品の製造に従事することができなくなったと認められるとき。

債務の全部又は一部

- (6) 認定事業主が死亡し、当該債務が引き継がれた場合、又は災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。

債務の全部又は一部

- 2 前項の規定により債務の免除を受けようとする認定事業主は、伝統工芸雇用就業資金返還免除申請書（別記様式第5号）に債務の免除を受けようとする事由を証明し得る書類を添え、協会長に提出しなければならない。

ただし、前項（6）の規定に該当する場合において、当該債務が引き継がれた場合を除く。

（延滞金）

第13条 認定事業主は、正当な理由がなく雇用就業資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.6%の割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。ただし、その額が10円未満であるときは、この限りではない。

（届出）

第14条 認定事業主は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を協会長に届け出なければならない。

- (1) 認定事業主が住所、事業所名又は氏名（法人にあっては、その主たる事業所の所在地、名称又は代表者氏名）を変更したとき
- (2) 雇用就業者が当該伝統工芸品の製造従事者でなくなったとき
- (3) 雇用就業者が解雇されたとき
- (4) 雇用就業者が退職したとき
- (5) 雇用就業者が死亡したとき

第15条 この業務規程に定めるもののほか、資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規定は、平成14年5月1日から施行する。

この規定は、令和6年5月1日から施行する。